

三島村の給与・定員管理等について

1 総括**(1) 人件費の状況（普通会計決算）**

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5 年 度	人 3 4 4	千円 3,538,991	千円 187,945	千円 234,839	% 6.6	% 11.95

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

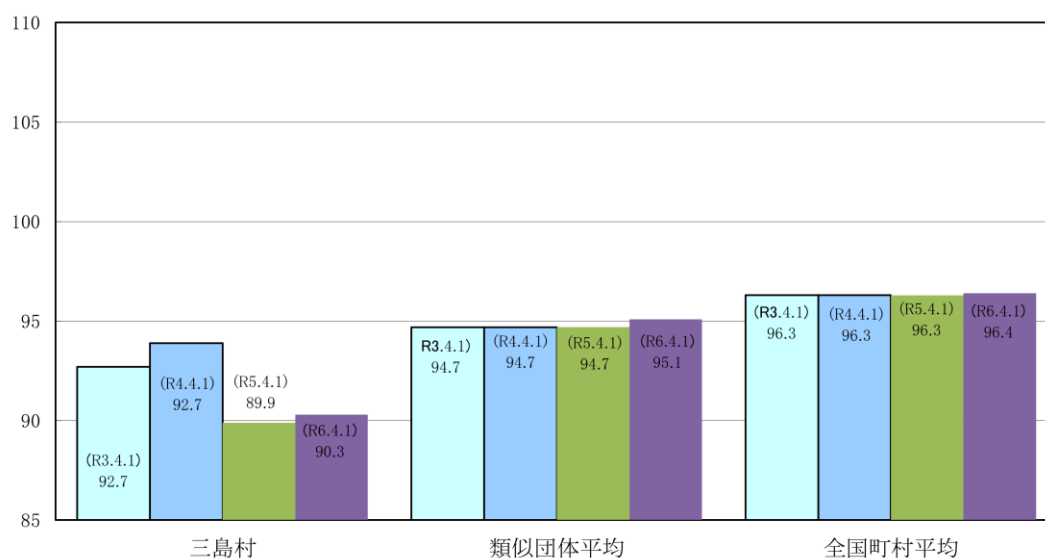
区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5 年 度	人 33	千円 204,542	千円 24,282	千円 39,526	千円 268,350

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 8,131	千円 5,419

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に

- 基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

三島村では、人事委員会を設置していないため記載なし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

※ 支給実績なし

③ その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三島村	41.8歳	289,260 円	335,720 円	316,327 円

鹿児島県	43.3歳	313,600 円	392,834 円	344,584 円
国	42.1歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.1歳	297,580 円	342,090 円	324,423 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
三島村	63.0 歳	1 人	194,600 円	194,600 円	194,600 円	—	—	—	—
うち 用務員	63.0 歳	1 人	194,600 円	194,600 円	194,600 円	用務員	44.6	222,700 円	87.38
うち	— 歳	— 人	— 円			—	—	—	—
うち	— 歳	— 人	— 円			—	—	—	—
鹿児島県	57.0 歳	— 人	314,500 円	357,110 円	334,349 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	48.4 歳	2 人	259,042 円	285,699 円	271,998 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三島村	— 円	— 円	—
うち 用務員	— 円	— 円	—
うち	— 円	— 円	—
うち	— 円	— 円	—

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三島村	— 歳	— 円	— 円
鹿児島県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		三島村	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300円	196,700円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	167,100円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	— 円	174,200円	—
	中 学 卒	— 円	155,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

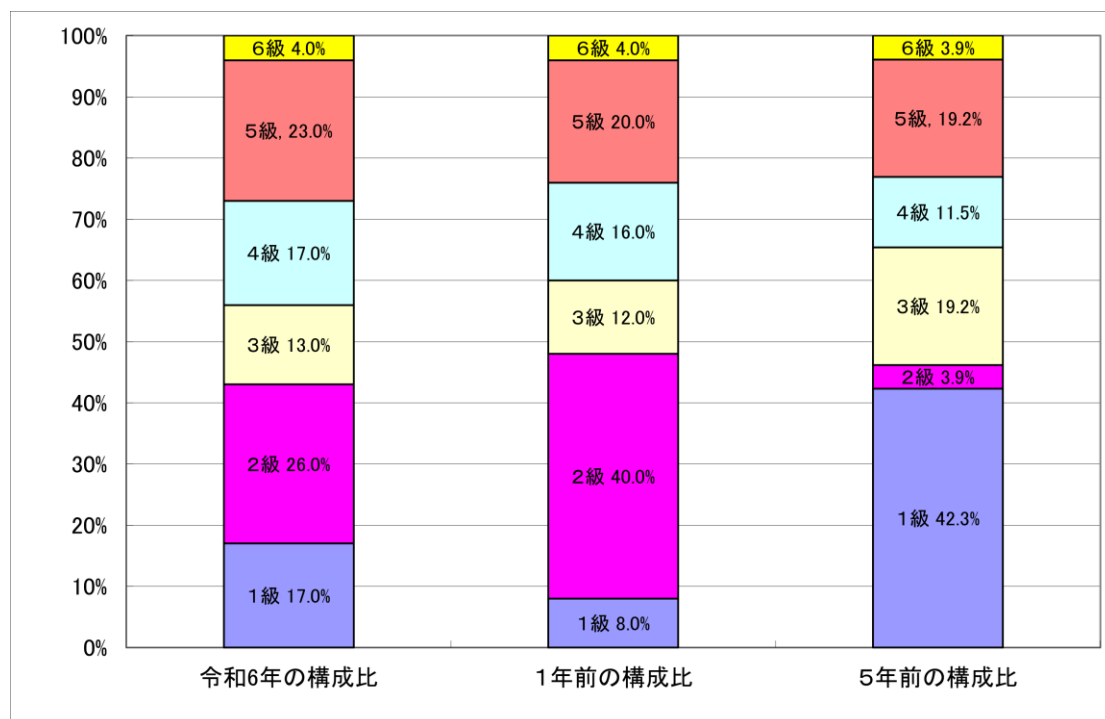
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	232,900円	290,300円	368,900円	378,100円
	高 校 卒	該当職員無し	291,900円	該当職員無し	該当職員無し
技能労務職	高 校 卒	該当職員無し	該当職員無し	該当職員無し	該当職員無し
	中 学 卒	該当職員無し	該当職員無し	該当職員無し	該当職員無し

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

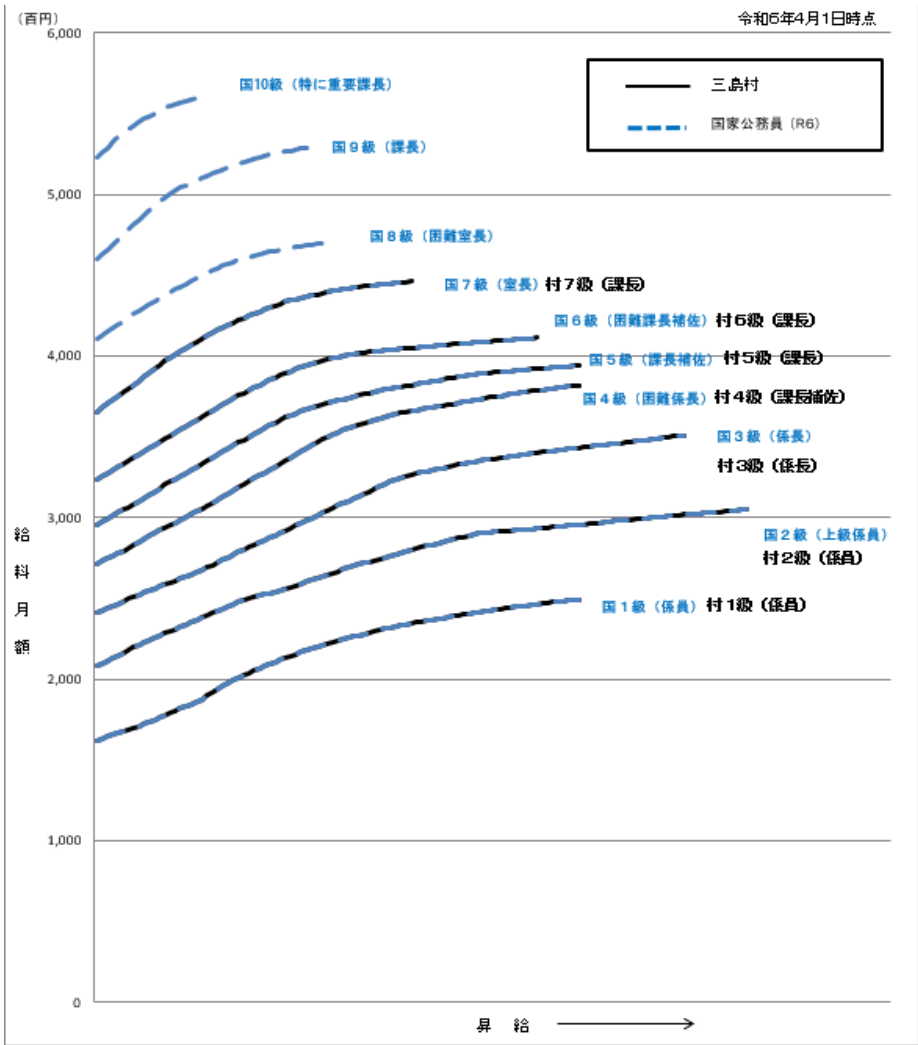
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事補または技術補の職務 2 主事又は技師（2 級に掲げる主事及び技師を除く）の職務	4 人	1 7 %	162,100円	249,400円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	6 人	2 6 %	208,000円	305,200円
3 級	主査又は主査の職と同等の職で規則で定める職の職務	3 人	1 3 %	240,900円	351,000円
4 級	係長又は係長の職と同等の職で規則に定める職の職務	4 人	1 7 %	271,600円	382,000円
5 級	課長（6 級に掲げる課長を除く）、議会議事務局長、各委員会の事務局長又はこれらの職と同等の職で規則に定める職の職務	5 人	2 3 %	295,400円	394,000円
6 級	特に重要な業務を所掌する課長で規則に定める職の職務	1 人	4 %	323,100円	411,300円

- (注) 1 三島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（三島村）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三島村	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,249千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,695千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.350)月分 (0.950)月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三島村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

三島村	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給） 1人当たり平均支給額12,613千円 17,725千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

※ 支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			11,618千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			400,621円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			50.91%	
手当の種類（手当数）			8	
手当の名称	主な 支給対象職員	主な 支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
乗船手当	船員	乗船につき	3,263千円	日額1,200円
機関部手当	船員（機関部）	機関部職	96千円	月額2,000円
航海管理手当	船員	船舶運航保全責任	456千円	15,000円
通信手当	船員	特殊無線通信事務	24千円	月額2,000円
入渠手当	船員	入渠期間中作業	196千円	日額2,200円
貨物検数立会手当	船員	貨物の積卸作業	180千円	月額15,000円
船内荷役作業手当	船員	船内荷役作業	1,821千円	1トンにつき230円
看護手当	看護師・保健師	看護師業務	5,582千円	月額40,000円、給料月額の10%

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	5,092千円
職員1人当たり平均支給実績(5年度決算)	176千円
支給実績（4年度決算）	5,269千円
職員1人当たり平均支給実績(4年度決算)	188千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と異なる 内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6500円 子 10,000円 扶養親族 6,500円 特定期間の加算 5,000円 (16～22歳)	同		2,962千円	141,047円
住居手当	家賃27,000円未満 家賃月額－16,000円 家賃27,000円以上 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円	同		3,719千円	206,611円
通勤手当	(※片道2km以上) 交通機関等を利用する職員 55,000円を限度に支給 自動車等を利用する職員 片道 5km未満 2,000円	同		1,534千円	80,736円

	片道 5km以上 10km未満 4,200円 片道 10km以上 15km未満 7,100円 片道 15km以上 20km未満 10,000円 片道 20km以上 25km未満 12,900円 片道 25km以上 30km未満 15,800円 片道 30km以上 35km未満 18,700円 片道 35km以上 40km未満 21,600円 片道 40km以上 45km未満 24,400円 片道 45km以上 50km未満 26,200円 片道 50km以上 55km未満 28,000円 片道 55km以上 60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 総務課長 49,000円 その他課長 40,000円	異	額	2,988千円	498,000円
宿日直手当	勤務1回につき4,400円支給	同		4,264千円	266,500円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	761,000円 (761,000円)		(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 市 区 町 村 長	600,000円 (600,000円)		814,000円／457,500円			
報 酬	議 長	304,000円 (304,000円)		651,000円／440,000円			
	副 議 長	251,000円 (251,000円)		360,000円／140,000円			
	議 員	228,000円 (228,000円)		320,000円／115,000円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5年度支給割合)					
	副 市 区 町 村 長	3.3月分					
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)					
	副 議 長	3.3月分					
退 職 手 当	議 員	(算定方式)					
	市 区 町 村 長	勤続期間1年につき 500/100		(1期の手当額)		(支給時期)	
退 職 手 当	副 市 区 町 村 長	勤続期間1年につき 280/100		15,220,000円		任期毎	
	備 考			6,720,000円		任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

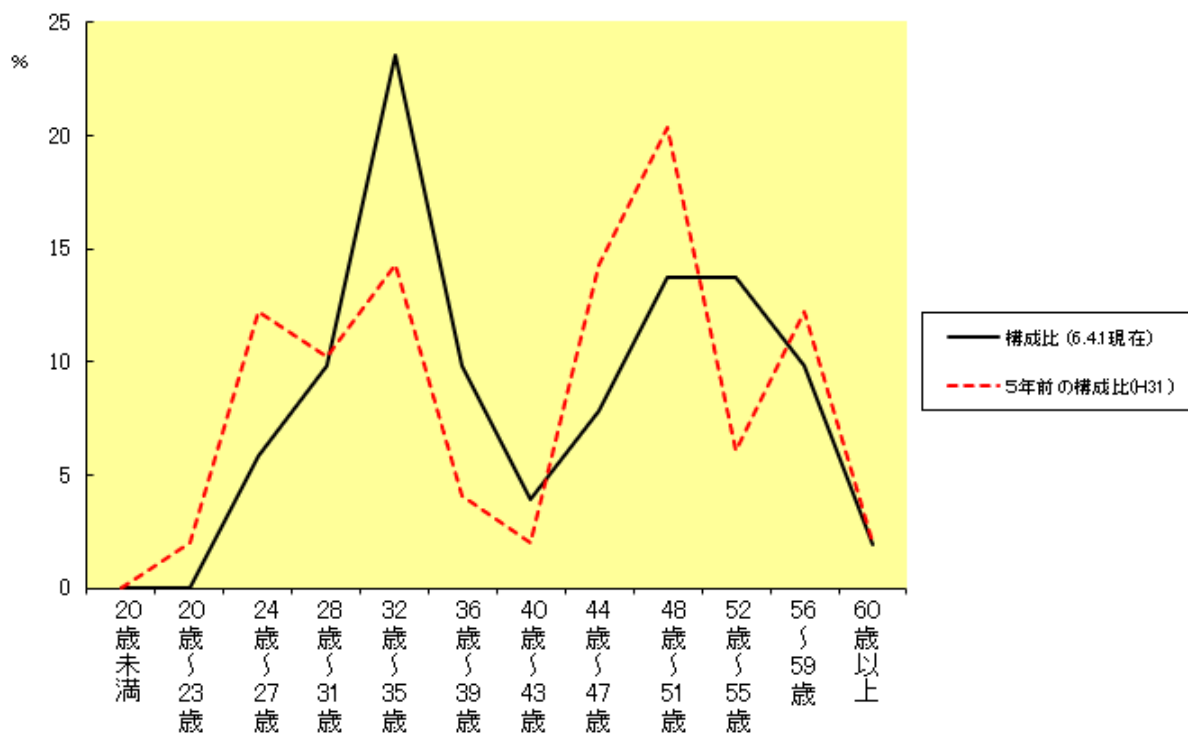
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	職 員 採 用 に よ る 増
		総 務	9	10		
		税 務	1	1		
		農 林 水 産	1	1		
		土 木	5	5		
民 生		3	3			
衛 生		10	10			
	計	30	31	1	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 851.65 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 225.38 人)	
	教 育 部 門	3	3			
	小 計	33	34	1	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 934.07 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 262.95 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	船 舶		18	16	▲ 2	退 職 に よ る 減
	特 産 品		1	1		
	小 計		19	17	▲ 2	退 職 に よ る 減
合 計			52 [54]	51 [54]	▲ 1 [54]	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 1401.1 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 0	人 3	人 5	人 12	人 5	人 2	人 4	人 7	人 7	人 5	人 1	人 51

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	27	29	29	32	30	31	4(14.81%)
教育	3	3	3	3	3	3	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計	30	32	32	35	33	34	4(13.33%)
公営企業等会計	19	19	19	19	19	17	▲2(-10.53%)
総合計	49	51	51	54	52	51	2(4.08%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※ 公営企業職員該当なし